

VICS 情報有料放送サービス契約約款

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「当センター」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）第52条の4の規定に基づき、このVICS 情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりVICS 情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS 情報有料放送サービス契約約款によりまします。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICS サービス
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICS サービス契約
当センターからVICS サービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者
当センターとVICS サービス契約を締結した者
- (4) VICS デスクランブラー
FM多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICS サービスの種類)

第4条 VICS サービスには、次の種類があります。

- (1) 文字表示型サービス
文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (2) 簡易図形表示型サービス
簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (3) 地図重畳型サービス
車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICS サービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICS サービスを提供します。

第3章 契 約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICS デスクランブラー1台毎に1のVICS サービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICS サービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域（全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内）とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の受信によりVICS サービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICS サービスは、VICS 対応FM受信機（VICS デスクランブラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICS サービスの種類の変更)

第9条 加入者は、VICS サービスの種類に対応したVICS 対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICS サービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 当センターは、次の場合には加入者がVICS サービス契約を解除したものとみなします。

- (1) 加入者がVICS デスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき
- (2) 加入者の所有するVICS デスクランブラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条 当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICS サービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICS サービス契約は、解除されたものと見なされます。